

第四次松阪市子ども読書活動推進計画

令和 7 年 3 月

松 阪 市

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1. 子どもの読書活動の意義 P1
- 2. 第四次計画策定の経緯 P1
- 3. 第三次計画の実績と評価及び課題 P2

第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 1. 松阪市における子どもを取り巻く環境の変化 P8
- 2. 計画の基本的な方針 P9
- 3. 計画の期間 P10

第3章 計画推進のための具体的な施策

- 1. 保育所、幼稚園、認定こども園等の時期 P11
 - (1) 保育所、幼稚園、認定こども園等の時期の役割
 - (2) 活動の場ごとの取組・施策の推進
- 2. 小学生の時期 P14
 - (1) 小学生の時期の役割
 - (2) 活動の場ごとの取組・施策の推進
- 3. 中学生の時期 P18
 - (1) 中学生の時期の役割
 - (2) 活動の場ごとの取組・施策の推進
- 4. 高校生の時期 P21
 - (1) 高校生の時期の役割
 - (2) 活動の場ごとの取組・施策の推進

第4章 成果の実績及び目標

P23

- 1. 図書館における貸出冊数、小学生・中学生・高校生の一人当たりの年間貸出冊数(電子書籍は除く)
- 2. 電子図書館における小学生・中学生・高校生の閲覧回数
- 3. 図書館におけるバリアフリー図書(点字図書、LL ブックなど)の蔵書冊数
- 4. 地域開放型図書館における貸出冊数・来館者数
- 5. 読書支援ボランティアを利用している保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校数(公・私立)
- 6. 園(所)で図書の貸出しを行っている保育所・幼稚園・認定こども園数(公・私立)
- 7. 公民館・コミュニティセンターにおける子どもの読書活動に関する講座開催施設数・講座数・参加人数

◇用語解説一覧	P26
◇資料編	
(1)図書館蔵書冊数等一覧	P30
(2)読書支援ボランティア一覧	P31
(3)法令(子どもの読書活動の推進に関する法律)	P33
(4)松阪市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	P36

第1章 計画策定の背景

1. 子どもの読書活動の意義

読書活動(※1)は、「子ども(※2)が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)です。子どもの読書は脳や心の発達に大きく影響し、生涯の読書習慣の基盤を築きます。文学作品を読むことで、異なる時代や場所の人々の生き方を追体験し、想像力を育てることができ、論説文や説明文では知識を広げ、批判的思考力を高めます。これらを通じて、子どもは自己の価値観を形成し、表現力や創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けます。

さらに、読書によって知識を得たり、文化を理解したりすることで、学ぶ楽しさや探究心が育まれ、学習意欲や豊かで幸せな人生にもつながります。国も読書活動を推進する法律に基づき、すべての子どもが読書を楽しめる環境を整えています。読書活動は、未来を切り拓く力を育む基礎であり、社会全体でその支援を行っていくことが重要です。

2. 第四次計画策定の経緯

松阪市では、平成20年に「松阪市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成25年には第二次計画を、令和2年には第三次計画を策定しました。家庭や地域、学校等と協力して、子どもの読書活動を推進し、おおむね一定の成果が得られています。今後も引き続き計画の推進を図る必要があることから、基本的な方針・取組は継続しながら、社会情勢の変化等を踏まえ「第四次松阪市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。第四次計画では、第三次計画の評価と課題認識を基に、松阪市での読書活動をさらに推進し、社会情勢や生活様式の変化に対応した部門別の役割や新たなサービスを追加することで、松阪市におけるさらなる読書活動の推進を図っていきます。

※1 読書活動

本を読む、絵本を見たりおはなしを聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書くなど、読書に関わる活動全般をいいます。なお、「本を読む」については、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本(読み物)をスマートフォンやタブレット端末で親しむことを含むこととします。

※2 子ども

本計画では、「子ども読書活動の推進に関する法律」第2条の規定により、おおむね18歳以下をいいます。

3. 第三次計画の実績と評価及び課題

評価について

以下の基準で策定時の実績値と目標値と最新の実績を比較し評価を行いました。

A評価：令和5年度実績が、平成30年度実績・令和6年度目標ともに同じ若しくは上回った項目

B評価：令和5年度実績が、平成30年度実績と同じ若しくは上回ったが令和6年度目標に達しなかった項目

C評価：令和5年度実績が、平成30年度実績・令和6年度目標ともに達しなかった項目

(※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の活動が自粛されたため、評価に影響が出ています。)

(1)図書館における蔵書冊数・貸出冊数・小中学生登録者数

○松阪図書館

		松阪図書館				
		策定時基準値 (平成30年度実績)	経過値 (令和2年度実績)	実績値 (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度目標)	評価
蔵書冊数	一般書	210,373 冊	221,553 冊	235,628 冊	274,000 冊	B
	児童書	58,903 冊	63,992 冊	68,512 冊	60,000 冊	A
貸出冊数	一般書	387,578 冊	325,422 冊	325,165 冊	420,000 冊	C
	児童書	256,373 冊	205,392 冊	231,481 冊	280,000 冊	C
登録者数 ※	小学生	2,155 人	2,006 人	2,023 人	2,500 人	C
	中学生	1,565 人	1,641 人	1,467 人	1,600 人	C

※図書館利用者カードの登録者数

<評価及び成果と課題について>

評価は、蔵書冊数の児童書がA、一般書がB、それ以外の項目はC評価となりました。

蔵書冊数については、購入冊数のうち一定割合を児童書の購入に充てるように努めた結果、十分に増やすことができました。今後も子どもが本と出会える環境を整備していきませんが、図書館自体の収容能力の限界に近づきつつあることから、今後の目標の見直しが必要です。

貸出冊数に関しては、経過値として示した令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により図書館が休館となり、開館後も一部のサービスに利用制限が実施されたことが影響しています。児童書に比べ、一般書の貸出冊数が減少しました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこ

ともあり、児童書の貸出冊数は増加しました。また、滞在時間の制限がなくなったことや、近年の猛暑の影響により、本を借りずに図書館で本を読む利用者が増えています。

中学生の登録者数については、令和2年度に一斉に生徒の図書館利用カードを登録した学校があったため一時的に増加しました。しかし、そのときに登録した生徒たちが卒業して対象外となり、その分が減少しました。また、小中学生ともに、少子化の影響で子どもの数自体が減少していることが現在の減少傾向の一因と考えられます。加えて、多くの子どもたちが保護者の利用カードを使用している現状があるため、一人ひとりが利用カードを作成し、利用できるように周知を進める必要があります。なお、平成30年度はリニューアルオープン之年であり、貸出冊数や登録者数が例年よりも増加していた影響も考慮する必要があります。



松阪図書館 英語多読・洋書コーナー



図書館を使った調べる学習コンクール

○嬉野図書館

		嬉野図書館				
		策定時基準値 (平成30年度実績)	経過値 (令和2年度実績)	実績値 (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度目標)	評価
蔵書冊数	一般書	101,131 冊	100,320 冊	104,848 冊	137,000 冊	B
	児童書	39,114 冊	41,576 冊	43,435 冊	40,000 冊	A
貸出冊数	一般書	124,493 冊	109,756 冊	99,921 冊	141,000 冊	C
	児童書	93,428 冊	76,115 冊	80,494 冊	106,000 冊	C
登録者数	小学生	1,404 人	1,222 人	757 人	1,600 人	C
	中学生	824 人	825 人	852 人	900 人	B

<評価及び成果と課題について>

評価は、蔵書冊数の児童書がA、一般書がB、中学生の登録者数がB、それ以外の項目は C 評価となりました。

蔵書冊数については、松阪図書館と同様に児童書がA評価となりましたが、図書館自体の収容能力の限界に近づきつつあることから、今後の目標の見直しが必要です。

貸出冊数の減少については、松阪図書館と同様にコロナ禍の影響があったことが要因として考えられます。新型コロナウイルス感染症の5類移行後、児童書の貸出冊数は増加しました。

小学生の登録者数については、図書館見学の際、コロナ禍前は図書館利用カードの登録が必要でしたが、現在は団体利用カードでまとめて貸出体験をしており、登録の必要がなくなったことの影響が大きいと考えられます。中学生の登録者数については、令和5年8月より館内に学習利用可能席を設けたことで、長期滞在型の中学生が増えたことが、増加につながったと考えられます。

○三雲みんなの図書館コミュカル

		三雲みんなの図書館コミュカル				
		策定時基準値 (平成30年度実績)	経過値 (令和2年度実績)	実績値 (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度目標)	評価
蔵書冊数	一般書	16,656 冊	10,608 冊	12,482 冊	14,000 冊	C
	児童書	12,155 冊	9,099 冊	9,940 冊	11,000 冊	C
貸出冊数	一般書	5,962 冊	3,925 冊	3,508 冊	9,000 冊	C
	児童書	6,534 冊	3,469 冊	3,334 冊	8,000 冊	C
登録者数	小学生	224 人	185 人	113 人	350 人	C
	中学生	179 人	166 人	140 人	250 人	C

<評価及び成果と課題について>

評価は、全て C 評価となりました。

経過値として示した令和2年度の蔵書冊数の大幅な減少については、令和元年度に現在の天白小学校内へ移転したことにより、大規模な資料整理が行われたことに伴うものです。

貸出冊数の減少は、松阪・嬉野図書館と同様にコロナ禍の影響があったことが要因と考えられます。また、移転前は公民館に併設されていたため、公民館利用者がそのまま図書館を利用することが多かったのですが、天白小学校内へ移転したことによりその利用が減少したことも一因と考えています。小学校内にあるにも関わらず、小学生の登録者数が減少している理由としては、移転後の来館者全体の減少と、特に天白小学校の小学生については、学校の貸出用ファイルを利用して三雲みんなの図書館コミュカルの図書を借りることが可能となったため、登録の必要性が低くなったということが考えられます。

今後、学校や地域と協力しながら読み聞かせのイベントを実施するなど、積極的に広報活動を行い、知名度の向上と利用者の増加につなげていきたいと考えています。

以上、すべての図書館では、新型コロナウイルス感染症の影響により制約はありましたが、制限緩和を受けた現状を踏まえ、読書環境の整備をしていくことが重要と認識しております。市が主体となり、蔵書の拡充や貸出体制の見直し、学校との連携強化、電子図書館(※3)の推進など、引き続き、利用者ニーズに応じた施策を進めてまいります。



三雲みんなの図書館 コミュカル



嬉野図書館 見学



嬉野図書館 出張おはなし会

(2) 読書支援ボランティアを利用している保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校数(公・私立)

	策定時基準値 (平成30年度実績)	経過値※ (令和2年度実績)	実績値 (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度目標)	評価
保育所・幼稚園・ 認定こども園	31 園(所) (56 園(所)中)	—	12 園(所) (53 園(所)中)	53 園(所)	C
小学校	33 校(36 校中)	—	32 校(36 校中)	36 校	C
中学校	4 校(12 校中)	—	5 校(12 校中)	12 校	B

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策で活用を控えていたため数値なし。

<評価及び成果と課題について>

評価は、中学校がB、それ以外の校種はC 評価となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、長期間にわたり読書支援ボランティアの活用を控えた影響が表れているものだと考えられます。今後は、感染症の対策を講じながら、いかに読書支援ボランティアの活用を活性化できるかを検討していきます。また、読書支援ボランティアの活用のない園(所)、小中学校は、積極的に読書支援ボランティアを開拓していくように取組を進めていきます。

※3 電子図書館

デジタルデータで作成される出版物を電子書籍といい、インターネット経由で電子書籍を紙の本と同じように、検索・貸出・返却・閲覧できるのが電子図書館です。

(3)園(所)で図書の貸出しを行っている保育所・幼稚園・認定こども園数（公・私立）

	策定時基準値 (平成30年度実績)	経過値※ 令和2年度実績	実績値 (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度目標)	評価
保育所・幼稚園・ 認定こども園	46 園(所) (56 園(所)中)	—	40 園(所) (53 園(所)中)	53 園(所)	C

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策で貸出しを控えていたため数値なし。

<評価及び成果と課題について>

評価は、C 評価となりました。

保育所・幼稚園・認定こども園での図書の貸出しについては、平成30年の実績よりも6園の減少となりましたが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により接触を控えた等が要因と考えられます。今後の取組としては、図書の貸出しを多くの園で行えるよう、各園に働きかけていきます。

(4)中学校における団体貸出の延べ利用冊数(公・私立)

策定時基準値 (平成30年度実績)	経過値 (令和2年度実績)	実績値 (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度目標)	評価
1,018 冊	1,233 冊	653 冊	1,200 冊	C

<評価及び成果と課題について>

評価は、C 評価となりました。

利用冊数の大幅な減少については、令和3年度に実施した団体貸出セット「本の宅配便」の見直しに伴うものです。「本の宅配便」とは、図書館の蔵書からテーマごとに10～30冊の図書を集めた学校向けの団体貸出セットのことで、中学校には毎月一回程度の頻度で団体貸出を行っています。令和2年度までは、小学生向けの図書も含めてたくさんの本を選んで提供していましたが、令和3年度からは図書の需要と利用頻度を考慮して、中学生が読みたい本やよく読むと思われる本を精選しセットの中身を絞りました。その結果、セット内の冊数としては減少しましたが、充実した内容となり中学生にも好評であったため、現在もこの方法を推奨しています。セット内の冊数減少に伴い、令和5年度の団体貸出の延べ利用冊数は少なくなっていますが、需要の高い本を厳選したことで、貸出した学校内における図書の利用件数は以前よりも増加傾向にあります。今後は、団体貸出セットの貸出しを継続しつつ、中学校の授業に合わせた関連図書の団体貸出を推進するなど、図書館から学校現場への積極的な働きかけを行っていきます。



団体貸出セット「本の宅配便」（左：見直し前 右：見直し後）

(5) 公民館における子どもの読書活動に関する講座開催公民館数・講座数・参加人数

	策定時基準値 (平成30年度実績)	経過値 (令和2年度実績)	実績値※ (令和5年度実績)	目標値 (令和6年度目標)	評価
公民館・コミュニティセンター数	4 館(45 館中)	4 館(45 館中)	7 館(45 館中)	15 館	B
講座数	25 講座	17 講座	28 講座	45 講座	B
参加人数	938 人	426 人	1,118 人	1,350 人	B

※令和5年度に徳和公民館が徳和地区コミュニティセンター、令和6年度に松尾公民館が松尾地区コミュニティセンター、米ノ庄公民館が米ノ庄地区コミュニティセンターとなる。

<評価及び成果と課題について>

評価は、全てB評価となりました。

公民館・コミュニティセンターにおける子どもの読書活動に関する講座については、平成30年度の実績よりも講座数が3講座増加、参加人数が180名の増加となりました。

公民館やコミュニティセンターが、読書活動の普及啓発を試み、その結果参加人数は以前より増加しましたが、設定した目標までには至りませんでした。

今後の課題としては、親子で一緒にできる講座を増やし、親が子どもの読書活動をサポートし、一緒に楽しめるようにし、さらに子どもが読書に興味をもってもらえるような働きかけが必要であると考えます。また、学校、図書館、地域のボランティアなどと連携し、協力体制を構築することが大切です。さらに、参加者の声をフィードバックとして活用し、講座の質を高め新たな参加者を募っていく必要があります。

第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 松阪市における子どもを取り巻く環境の変化

近年、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。情報化社会の進展により、テレビやインターネット、スマートフォンを通じて膨大な情報が簡単に得られるようになり、利便性が向上しました。しかし、その一方で、子どもたちがテレビやゲーム、SNS に費やす時間が増え、読書習慣が十分に形成されず、文字離れや読書離れが懸念されています。特にスマートフォンの普及が、子どもの読書環境に影響を与えていると指摘されています。事実、令和5年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日10分以上、読書しますか。(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く。)」という項目では、小学校は全国の60.0%に比べ、松阪市は58.1%、中学校では、全国の49.4%に比べ、松阪市は44.3%と全国の割合を下回っています。また、過去5年間の結果も小中学校ともに全国の割合を下回っています。

加えて、共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化により、家族と一緒に読書する時間が減り、幼児期からの読書習慣の形成が難しくなっています。また、高校生の不読率の増加も課題となっています。この先、技術革新が進む中で、子どもたちには変化に前向きに対応し、多様な人々と協力して問題を解決し、新しい価値を創造する力が求められています。そのため、思考力や判断力、表現力を高めるために読書活動の推進が重要です。また、予測困難な時代において、子どもたちが多様な人々と協働し、持続可能な社会の創り手となるためにも、読解力や想像力を育む読書活動が不可欠です。

第三次計画策定時から大きく変化した点として、新型コロナウイルス感染症の拡大や GIGA スクール構想(※4)による学校の ICT(※5)環境整備に伴うデジタル社会対応の読書環境の整備があります。また、視覚障害者等の読書環境の整備を推進する「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)の制定により、障がいのある子どもや日本語指導が必要な子どもなど、多様な子どもたちの読書機会の確保が重要な課題となっています。

松阪市の小中学校では、授業におけるタブレット端末の活用率はほぼ100%に達しており、自宅へ持ち帰っての利用も非常に増えています。現時点で、持ち帰り率は中学校で100%、小学校でも97%を超えており、県内外の自治体と比較しても松阪市は進んでいます。これにより、子どもたちの読書活動もより広く促進されることが期待されます。

※4 GIGA スクール構想

小中学校のすべての児童・生徒に1人1台の端末(パソコンやタブレット端末)と高速で安定したインターネット環境を整備するものです。これにより、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を実現し、子どもたちが未来を切り拓く力を育むことをめざしています。

※5 ICT

「Information and Communication Technology」の略で、インターネットやアプリケーション、SNS など情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術のことです。

学び方やコミュニケーションの仕方が変わっているように、本の読み方も多様化しており、読書は電子書籍でも紙の本でも、子どもたちが好きな形で本を読むことが、読書への親しみを深める第一歩になると考えています。なお、電子書籍や「読書バリアフリー法」に関連して、松阪図書館と嬉野図書館ではバリアフリーサービスの強化に取り組んでいます。以前からあった録音 CD(※6)のほかに新たな取組として、「りんごの棚」(※7)というスペースに、点字図書や LL ブック(※8)などが利用できるように配置しました。また、電子図書館においても音声読み上げ機能を導入しており、オーディオブック(※9)の提供も強化していく予定です。

このように、子どもを取り巻く環境は日々変化していますが、松阪市ではその変化を捉えつつ、子どもの読書活動の推進に一層の力を注いでいきます。

2. 計画の基本的な方針

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、本市における子どもの読書環境の整備と必要な体制づくり、子どもの読書活動の意義・重要性の普及啓発等、子どもの読書活動に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

子どもの読書活動の推進は、子どもたちの健やかな成長を願う私たち大人の役目であると捉え、家庭や地域、市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校(以下「園・学校」という。)、松阪市松阪図書館・嬉野図書館(以下「図書館」という。)、地域開放型図書館(※10)である三雲みんなの図書館コミュカル(天白小学校内)・ぶらり来ブラリー(飯高中学校内)・みんなの堂山 Books(宮前小学校内)・本処かはだ(香肌小学校内)がそれぞれの役割を果たすことはもとより、相互に連携・協力しながら、次の基本的な方針に基づき、市民総ぐるみで積極的に取り組めます。

※6 録音 CD
視覚障害等のある人が読めるよう、音訳された資料です。

※7 りんごの棚
特別なニーズのある子どもが利用しやすい形式の資料を集めた図書館のコーナーです。大きな文字の本(大活字本)、わかりやすい本(LL ブック)、点字図書など、さまざまな形式の資料が揃っており、子どもが自分に適した資料を見つけて読書を楽しむことができます。

※8 LL ブック
LL ブックの LL とはスウェーデン語の「わかりやすい」という意味で、難しい漢字や長い文を使わず、ふりがなや写真や絵を用いるなど、誰もが読書を楽しめるように工夫して作られたやさしく読みやすい本のことをいいます。

※9 オーディオブック
書籍を朗読したものを録音した「耳で聴く本」のことです。

※10 地域開放型図書館
学校内に整備された地域住民も利用することができる開かれた図書館です。公共施設の活用や子どもの居場所作り、また地域住民が校内に入ることにより子どもの安全確保と世代間交流につなげていくことを目的としています。

～子どもたちが心に残る本と出会うために～

(1)自主的な読書活動の推進

子どもの発達段階や個性に応じて、興味関心を尊重しながら、子どもたちが本に出会うきっかけづくりや、読書習慣の基礎づくりができるよう、またより深く読書の楽しみが得られるように取組を進めます。

(2)読書環境の整備・充実

子どもたちが本と出会える環境を整えるために、図書資料・設備等の整備・充実に努めるとともに、読書スペースの確保や展示方法の工夫等により、快適な環境づくりを進めます。

(3)読書活動の推進体制の整備

子どもと本との出会いを支える人づくりの一環として、読書支援ボランティアや各施設職員などの資質向上をめざすとともに、家庭、地域、園・学校、図書館の相互連携や関係機関との連携・協力を図ることのできる体制づくりを進めます。

(4)読書活動への理解と関心の普及

子どもの読書活動の意義と重要性について、子どもを取りまく大人の理解と関心を深め、市民総ぐるみで取り組むよう、様々な機会を活用した積極的な啓発・広報活動を進めます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から5か年とします。また、この計画の実施状況を把握し推進するために3年経過時点で評価委員会(仮称)を設け、検証を重ねます。

第3章 計画推進のための具体的な施策

1. 保育所、幼稚園、認定こども園等の時期

(1) 保育所、幼稚園、認定こども園等の時期(おおむね6歳頃まで)の役割

肌のぬくもりを感じながら、肉声での語りかけやうたいかけ、読み聞かせなどによる絵本との出会いを通して心と言葉が育まれ、保護者と子どもの絆を深めます。

【この時期に大切なこと】

保育所、幼稚園、認定こども園等の時期は、保護者やまわりの大人から言葉をかけてもらいながら、言葉を獲得していきます。スキンシップをとりながら絵本や物語を読んでもらったり、絵本にふれたりすることでイメージや言葉を豊かにし、人とのふれあいの中で心豊かに育つことにつながっていきます。大人にとっても子どもの絵本との出会いは、一緒に本を読みながら会話しふれあい、子どもと共に読書を楽しみ、子どもを本に親しませることができる、大切な機会です。

(2) 活動の場ごとの取組・施策の推進

○保育所、認定こども園における読書活動の推進

・0歳児から発達年齢に応じた絵本をいつでも見たい時に自由に手に取れる環境づくりを行います。特に乳児期には 保育者のひざの上で一人ひとりが絵やことばを楽しめる時間を大切にし、情緒の安定やことばの獲得へとつなげていきます。乳幼児期の絵本の読み聞かせを通して、聴く力や感じたり考えたりする力、そして思ったことを話す力を豊かに育てていきます。また子どもたちと地域の図書館に出かけて絵本への興味や関心を広げていきます。

・保護者にも絵本に興味をもってもらえるように、絵本の講演会を企画したり、子どもの興味や年齢に合った絵本を紹介したりするなどして、保護者と子どもで絵本に親しめる機会を作ります。また、家庭での親子のふれあいの機会をもてるよう、絵本の貸出しを行います。

○幼稚園、認定こども園における読書活動の推進

・教師や友だちと一緒に絵本や物語にふれることで、幼児は新しい世界に出会い、みんなで同じ世界を共有し心通わせる体験につながります。園内に絵本コーナーを設けて子どもがいつでも絵本にふれる環境

を整えたり、興味や発達に応じて楽しめる絵本や母語で読める絵本を準備したりしていくことが子どもの読書活動の推進につながります。

- ・家庭での読書の機会を増やすことは、ことばの習得や想像する力を育み、また、保護者と子どもの絆を深めることにもつながると考えています。読み聞かせの大切さを保護者に伝え、家庭でも絵本を読む機会を増やしていけるよう、絵本の貸出しを行います。また、親子で楽しめるおはなし会や図書館見学等を企画し、家庭読書のきっかけづくりを行います。



保育所 先生による乳児への語りかけ



幼稚園 読み聞かせごっこ

○図書館における読書活動の推進

- ・1歳6か月児健康診査時において、絵本を配付し、家族のコミュニケーションを促す「ブックスタート」事業を実施することで絵本への興味をもてるようきっかけづくりを行います。子どもと一緒に絵本に親しむことの大切さや楽しさを多くの保護者に伝えるために、おすすめ絵本のリーフレット等を作成配付し、図書館をより身近に感じることができるよう努めます。
- ・子どもやその保護者を対象としたおはなし会や行事の充実を図ります。また図書館に親しみをもってもらえるように、わかりやすい絵本等の配置の工夫や子育てに関するコーナーを児童室に設けるなど、保護者と子どもで利用しやすい環境づくりを推進します。
- ・保育所、幼稚園、認定こども園からの図書館施設見学でのおはなし会、また絵本等の団体貸出を積極的に行っていきます。
- ・配布物やインターネット等を活用した、子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図るよう、毎月発行する「図書館だより」は、子育て家庭や子どもたちの興味・関心に供するよう工夫をしていきます。

- ・読書支援ボランティアの保育所、幼稚園、認定こども園での活動を推進するために、読書支援ボランティアに向けた研修会を図書館等で開催するとともに、県や関係機関が開催する講演会や研修会等の情報収集や情報提供に努めます。
- ・「りんごの棚」コーナーを設置し、点字図書やLLブック等を積極的に収集し、どのような子どもでも本を利用しやすくなるように努めます。
- ・多読(※11)・洋書のコーナーを拡充し、日本語を母国語としない子どもにも絵本に触れる機会を増やします。



松阪図書館 りんごの棚



嬉野図書館 点字図書やLLブック

○地域における読書活動の推進

- ・子育て支援センターにおいて、読書支援ボランティアによるおはなし会を行っていきます。子どもの刺激となるように、特定の読書支援ボランティアのおはなし会を開催するのではなく、様々な読書支援ボランティアからのおはなし会の開催をめざします。
- ・公民館・コミュニティセンターにおいて、保護者と子どもが一緒に参加できる読書講座を継続して実施します。絵本の読み聞かせ会や紙芝居、保護者と子どもへの読み聞かせ指導を実施していきます。公民館・コミュニティセンターの読書講座を通じて、保護者同士が絵本などを紹介することで、情報交換の場としての機能も期待されます。また特定の公民館・コミュニティセンターでの開催ではなく、幅広い公民館・コミュニティセンターでの読書講座の開催をめざします。

※11 多読

たくさん本を読むことで、わからない単語があっても飛ばしてざっくりとした意味を把握しながら読み進める読書法です。最初は読み飛ばしていた部分も、何度も繰り返し目にすることで、語彙の定着やリスニング力の向上につながります。

2. 小学生の時期

(1) 小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)の役割

図書の紹介、読み聞かせ、各教科・特別活動等での読書活動を通して、様々な図書にふれる機会を確保し、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を形成していきます。

【この時期に大切なこと】

低学年の時期は、ひらがな、かたかな、漢字の学習が始まり、本の読み聞かせを聞くだけでなく、さらに一人で本を読もうとするようになります。読書量に比例し、語彙の量も増えていきます。絵本に加え、幼年童話との出会いも大切にし、読書に親しみ、読書の楽しさを感じられるようにしたい時期です。学校と家庭、地域が連携し、絵本の読み聞かせも継続しつつ、読書習慣を身に付けさせることが大切です。

中学年になると、子どもの関心が広がり、読書の量と幅を広げる時期です。様々な本に興味をもたせ、少し長いお話の本にも挑戦させるとよい時期です。この頃になると、1冊の本を最後まで読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めますので、絵本から読み物への移行の支援が必要です。

高学年になると、物語の登場人物、ノンフィクション・伝記などの著者や偉人の生き方、自身の生き方や社会について考えるようになります。読んだ本について、心に残ったこと、学んだことなどについて人と交流することで読みを深めるとともに、読書への関心が途切れないような手立てが必要です。また、読書は自分の考えを広げることに役立つことや、自身や社会の課題を解決するうえで役立つことを実感させることが必要です。

(2) 活動の場ごとの取組・施策の推進

○小学校における読書活動の推進

・各教科等の学習で必要とされる図書、子どものニーズに応じた図書など、学校図書館資料の計画的な整備を図り、学校図書館図書標準(※12)の達成をめざします。図書館等と連携し、団体貸出も積極的に活用していきます。図書委員、司書教諭、学校司書、読書支援ボランティアが連携し、新刊図書、お薦め図書のポップ作りに取り組んだり、図書の配架や展示を工夫したりして、子どもたちにとって魅力的な学校図書館づくりを推進していきます。

・お薦めの本紹介、本の読み聞かせ会、多読者の紹介等、図書委員を中心とした子どもたちの自主的な活動を推進し、子どもたちの読書活動への意欲を高めます。

※12 学校図書館図書標準

平成5年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の水準です。

- ・読書の習慣化、集中力、読解力、言語能力を養うため、朝の読書等を推進していきます。子どもたちのニーズに合わせて学級文庫を充実し、自主的な読書活動を促します。子どもたちが本の新たな魅力に気づいたり、より深い読書につながったりできるよう、読書会、ストーリーテリング(※13)、ブックトーク(※14)、ビブリオバトル(※15)、家読(うちどく)(※16)など、多様な読書活動を推進します。
- ・読書習慣の形成に向けた、「家読5つのチャレンジ！」(※17)を通して、家庭での読書活動を推進します。
- ・「本居宣長さんの教え5つのチャレンジ」(※18)の「生活習慣の確立」に向けたチャレンジを通して、読書活動を推進します。
- ・学校図書館での活動は、司書教諭、読書支援ボランティアが中心となって推進しています。さらに、専門的な人材(学校司書)の配置拡充を行い、司書教諭、読書支援ボランティア、学校司書が連携し、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善充実を図ったりできるよう支援します。
- ・読書活動推進の先進的な取組を紹介したり、教職員のニーズに合わせた講師を招いての研修会等を計画したりして、教職員の読書活動推進への主体的な取組を支援していきます。また学校図書館を活用した授業、子どもたちの心に響く読み聞かせ等の研修会を計画し、教職員の知識・スキル向上をめざします。
- ・1人1台タブレット端末の普及により、小学校でも電子書籍を利用できる環境が整いつつあります。電子書籍は、画面の明るさや文字の大きさを調整でき、音声読み上げ機能もあるため、電子書籍を活用することで多様な子どもたちの読書機会を確保していきます。

※13 ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて、本や紙芝居を見ずに語って聞かせることです。

※14 ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為のことで、多くは図書館や学校等において、子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、読書支援ボランティア団体等により行われます。

※15 ビブリオバトル

「ビブリオ」とは書物を表すラテン語由来の言葉で、ゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」のことです。

※16 家読(うちどく)

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通じてコミュニケーションを図り、家族の絆をつくる取組です。

※17 家読5つのチャレンジ

読書習慣定着のための取組で、「家読5つのチャレンジ！」の中の本や、図書館で本を借りて読もう！」「家族のおすすめの本を聞いて読もう！」「本を読んで思ったことを家族に話そう！」「家族のどれかと同じ本を読もう！」「好きな本を読んでだれかに教えよう！」という5つのチャレンジを通して、読書活動の推進を図っています。

※18 本居宣長さんの教え5つのチャレンジ

松阪市において子どもたちに育みたい資質・能力について、学校と、保護者、地域、教育委員会がそれぞれの立場から子どもたちの教育に責任を持ち、子どもたちのあるべき姿を共有して、ともに取り組むために示した「道しるべ」です。本居宣長さんがのこした言葉から「宣長さんの教え」とし、その教えを踏まえ、子どもたちが主体的に取り組めるよう、①生活習慣を確立する、②主体的に学ぶ、③説明力を伸ばす、④考えを深める、⑤学んだことを活用する 5つのチャレンジを進めています。

- ・読書活動の推進は、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで行うことが重要です。幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動(※19)」として実施される学校図書館の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子どもの読書活動の充実を図ります。



季節のおすすめ本コーナー



ボランティアによる読み聞かせ

○図書館における読書活動の推進

- ・子どもが自主的・自発的に取り組むことができる学習の場として、「図書館を使った調べる学習コンクール」(※20)を今後も開催していきます。夏休み期間には調べる学習のための「個別相談会」を行い支援していきます。調べる学習により図書館資料をはじめ様々な情報の活用を通じて、自らが考え判断し表現する力を育むとともに、図書館での調べ方を体得し、有効に活用する力を養っていきます。
- ・図書館施設見学では、館内の見学を通して図書館の仕事を知り、地域の図書館を身近に感じることができるようになります。また、おはなし会や貸出し体験により、様々な種類の本に触れ本に親しみを持つことができるようになります。さらに、市民の財産を大切に扱う、貸出期限を守るなどの公共の場での社会性やマナー・ルールを知る機会となるよう努めていきます。

※19 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくそれぞれの活動(学校支援活動、放課後子ども教室、土曜日の教育活動、学びによるまちづくり、地域社会における地域活動等)を合わせて総称したものです。

※20 図書館を使った調べる学習コンクール

公益財団法人図書館振興財団が行っている、知的好奇心や情報リテラシー、読解力、思考力、言語力を磨くためのコンクールです。多くの人が図書館を活用することによって生きる力を身につけ、それにより図書館が振興することを願って行われています。

- ・読書支援ボランティアの小学校での活動を推進するために、読書支援ボランティアに向けた研修会を図書館等で開催するとともに、県や関係機関が開催する講演会・研修会等の情報収集、情報提供に努めます。
- ・「りんごの棚」コーナーを設置し、点字図書や LL ブック等を積極的に収集し、どのような子どもでも本を利用しやすくなるように努めます。
- ・多読・洋書のコーナーを拡充し、日本語を母国語としない子どもにも本に触れる機会を増やします。
- ・電子図書館に読み放題の児童書を追加するとともに、子どもたちにタブレット端末でも読書活動を行うことができるよう関係各所と連携し、市内小学生全員に電子図書館にアクセスする ID の発行を計画しています。

○地域における読書活動の推進

- ・公民館・コミュニティセンターにおいて、一人で本を読むようになり、本を選ぶことができるようになった子どもに向けて、本の選び方などを分かりやすく紹介する講座を開催します。保護者にも参加してもらうことで、一緒に本を選ぶことの楽しさを知ってもらい、今後の読書離れを防ぎます。
- ・現在3つの小学校及び1つの中学校にある地域開放型図書館の蔵書や設備のさらなる充実をめざします。小学校内にある利点を活かし、子どもにとって利用しやすい図書館、身近に感じられる図書館を作っていきます。子どもの本の貸出しや利用の増加をめざします。

3. 中学生の時期

(1) 中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)の役割

様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養います。

【この時期に大切なこと】

小学生の時期に比べ、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。また、自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

子どもが自ら進んで読書をし、自分の人生を豊かにしようとする態度を養うことが大切です。また、読書をすることによって、自分の考えを広げたり深めたりすること、自分の生き方や社会との関わり方に役立てられることを理解することも重要です。

(2) 活動の場ごとの取組・施策の推進

○中学校における読書活動の推進

- ・子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるとともに自分の考えを広げたり深めたりするため、読書機会を充実させ、様々な図書に触れる機会を確保できるよう工夫します。朝の読書等の実施、推薦図書コーナーの設置、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定、子どもが相互に図書を紹介し、様々な図書に触れる活動やブックトーク、ビブリオバトルを子ども同士で行う活動など、子どもの自主的な読書活動に資する取組を推進します。
- ・各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実できるよう支援していきます。
- ・読書習慣の形成に向けた、「家読(うちどく)5つのチャレンジ！」を通して、家庭での読書活動を推進します。
- ・「本居宣長さんの教え5つのチャレンジ」の「生活習慣の確立」に向けたチャレンジを通して、読書活動を推進します。
- ・子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心

に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていく必要があります。そのため、図書館等との連携を深め、団体貸出を効果的に活用するなど、学校図書館資料の計画的な整備を図り、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成をめざします。

- ・子どもの読書活動の推進にあたり、本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することができます。今後も司書教諭が中心となり、全ての職員、学校司書、学校支援ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、子どもの学習活動・読書活動を推進していく体制づくりを進めていきます。
- ・読書活動の推進は、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで行うことが重要です。幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子どもの読書活動の充実を図ります。
- ・電子書籍は、画面の明るさや文字の大きさを調整でき、音声読み上げ機能もあるため、電子書籍を活用することで多様な子どもたちの読書機会を確保していきます。

○図書館における読書活動の推進

- ・環境の変化等により読書から離れてしまう傾向もみられるため、中学生にとって興味・関心をひく図書等を配架したティーンズコーナー(※21)の充実や、司書が学校を訪問して行う貸出体験や講座により図書館や図書について知る機会をもってもらうことで身近に感じ、読書に親しみやすい環境づくりを行います。
- ・中学生の職場体験では、カウンター体験やフロアでの業務の他に、普段見ることのできない書庫や仕事場など、図書館のバックヤードを案内し、図書館を子どものより身近な存在として意識づけるよう努めます。
- ・小学生から引き続き「図書館を使った調べる学習コンクール」の啓発に努める他、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができるように、また自ら本を選ぶ力・語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会う機会が増えるよう、ビブリオバトルのさらなる周知に力を注いでいきます。
- ・読書支援ボランティアの中学校での活動を推進するために、読書支援ボランティアに向けた研修会を図書館等で開催するとともに、県や関係機関が開催する講演会・研修会等の情報収集、情報提供に努めます。

※21 ティーンズコーナー

主に中学生・高校生を対象とした10代の読者あるいは利用者に、読書の楽しさを知ってもらうため図書・新聞などを集め、松阪図書館と嬉野図書館では児童コーナーと一般コーナーの中間に設置しているコーナーです。

- ・「りんごの棚」コーナーを設置し、点字図書や LL ブック等を積極的に収集し、どのような子どもでも本を利用しやすくなるように努めます。
- ・多読・洋書のコーナーを拡充し、日本語を母国語としない子どもにも本に触れる機会を増やします。
- ・図書館等の DX(※22)の進展によって、電子書籍等を含む、社会教育の教育・学習資源が、学校教育においても、最大限に活用される仕組みを構築するため環境整備を進めています。また、図書館の電子図書館サービスと学校のタブレット端末との連携を図り、読書活動を推進していきます。
- ・電子図書館に読み放題の児童書等を追加するとともに、子どもたちにタブレット端末でも読書活動を行うことができるよう関係各所と連携し、市内中学生全員に電子図書館にアクセスする ID の発行を計画しています。

○地域における読書活動の推進

- ・中学校での読書支援ボランティアの利用の増加をめざします。読書支援ボランティアを利用することにより、学校の先生からだけではなく、地域の方からも読書の楽しさについて学ぶ機会を作ります。地域の方から読書について学び刺激を受けることで、さらに読書への興味をもつよう努めます。
- ・公民館・コミュニティセンターにおいて、読書支援ボランティアや図書館と協力し、自己の将来に影響を与えられるような、また将来に役立つような読書の紹介を行います。職業関連図書リストの配布やブックトークを開催することで、引き続き読書に対する興味を深めていきます。



図書委員会での
ビブリオバトル大会



調べる学習コンクール
入賞作品レプリカ展示

※22 DX

「Digital Transformation」の略で、デジタル技術を活用して教育、文化、科学技術、スポーツなどの分野で、新しい価値を生み出し、これまでの仕組みを大きく変えることです。具体的には、教育現場での ICT(情報通信技術)の活用、デジタル教材の普及、オンライン学習の推進などが含まれます。これにより、個々の学びに合わせた教育や、より効率的で柔軟な学びの環境を実現することです。

4. 高校生の時期

(1) 高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)の役割

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達します。知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるよう支援します。

【この時期に大切なこと】

読書に対する意欲を持続させるために、身近に本のある環境の整備推進等が必要です。価値観が多様化している状況において、子どもが成長し人格や能力を形成していくうえで読書の大切さを伝え、未来につなげられるよう育成していく必要があります。またこれまで受動的だった読書活動から能動的な読書活動へ変えていくための働きかけが大切です。読書離れしやすい時期にもなるため、先生や保護者などからの働きかけも大切です。

(2) 活動の場ごとの取組・施策の推進

○高校における読書活動の推進

- ・子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け読書の幅を広げるために、全校一斉の読書活動や推薦図書コーナーの設置、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定について働きかけていきます。この時にこれまでの時期以上に自主性を尊重することが重要となってきます。
- ・魅力的な学校図書館資料の収集、ビブリオバトルやブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、図書館等における職場体験活動への参加を奨励することにより、日々の学習や部活動等で多忙な子どもの一人ひとりの読書状況に応じた働きかけを行います。
- ・効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、子どもの読書活動推進に関する研修会等に教職員が計画的に参加するように働きかけます。

○図書館における読書活動の推進

- ・高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)に気軽に図書館を訪れ、図書を借りたくなるような読み物や進路関係の資料を置いたティーンズコーナーの充実、高校の学校図書館との連携を図った展示、ブックリストの作成など、読書や図書館への興味をもてる環境づくりを行います。

- ・本に限らずにスマートフォンやタブレット端末等で電子書籍を活用することで、なかなか図書館に来ることができない子ども、読書離れが懸念される子どもが様々な方法で読書ができるということを周知していきます。
- ・近年、情報通信手段の多様化が進み、子どもの読書活動にも大きな影響を与えています。この多様化に対応しつつ、図書館が心地よい場所となるようティーンズコーナーのさらなる充実を図っていきます
- ・能動的な読書活動として、大人と一緒に本について討論することが出来るビブリオバトルへの高校生の参加者数の増加をめざします。大人や同世代からのおすすめ本の紹介を効果的に活用できるよう、読書がより身近になっていくよう今後も継続して実施していきます。毎年1回ビブリオバトルを開催している中で、大人と対等に読書について話せる貴重な場・貴重な経験として、広報に力を入れ、参加者の募集をしています。
- ・読書支援ボランティアの高校での活動を推進するために、読書支援ボランティアに向けた研修会を図書館等で開催するとともに、県や関係機関が開催する講演会や研修会等の情報収集や情報提供に努めます。
- ・「りんごの棚」コーナーを設置し、点字図書やLLブック等を積極的に収集し、どのような子どもでも本を利用しやすくなるよう努めます。
- ・多読・洋書のコーナーを拡充し、日本語を母国語としない生徒にも本にふれる機会を増やします。

○地域における読書活動の推進

- ・これまで読書について公民館・コミュニティセンターの講座などから影響を受けてきた立場から、他の人に影響を与える立場へと、読書に対し能動的になる機会を作ります。読書支援ボランティアなどからノウハウを学ぶ機会を作り、放課後児童クラブや公民館などで読み聞かせができる読書支援ボランティアの育成をめざします。

第4章 成果の実績及び目標

子どもたちが読書に親しみ続ける環境を整えるには、進捗状況を定量的に把握する指標が重要です。そのため、第三次計画で設定していた目標から、現状に応じて目標の削除や追加を行いました。

1. 図書館における貸出冊数、小学生・中学生・高校生の一人当たりの年間貸出冊数(電子書籍は除く)

		図書館(松阪・嬉野)	
		令和5年度実績	令和11年度目標
貸出冊数	一般書	425,086 冊	450,000 冊
	児童書	311,975 冊	350,000 冊
一人当たりの 貸出冊数	小学生	32 冊	40 冊
	中学生	6 冊	10 冊
	高校生	3 冊	5 冊

※図書館における貸出冊数や一人当たりの貸出冊数は、子どもの読書活動を促進する施策の効果を確認するための重要な指標です。これにより、読書習慣の形成や子どもたちが本に触れる機会を重視する目標が達成されているかを測ることができます。少子化が進んでいる現状等を鑑み、第三次計画より目標を一部変更しました。

2. 電子図書館における小学生・中学生・高校生の閲覧回数

		令和5年度実績	令和11年度目標
閲覧回数	小学生	475 回	500 回
	中学生	410 回	450 回
	高校生	134 回	150 回

※デジタル社会に対応した読書環境整備や GIGA スクール構想に基づく電子図書館の普及状況の確認のため、電子図書館の利用状況を把握することも大切だと考え、新たに目標として追加しました。

3. 図書館におけるバリアフリー図書(点字図書、LL ブックなど)の蔵書冊数

	図書館(松阪・嬉野)	
	令和5年度実績	令和11年度目標
蔵書冊数	124 冊	150 冊

※バリアフリー図書の充実は、視覚障害を持つ子どもや特別な支援が必要な子どもなどにとって、読書機会を提供し、読書活動を広めるために不可欠です。多様な子どもたちの読書機会の確保が重要な課題となっている現状を踏まえ、新たに目標として追加しました。

4. 地域開放型図書館における貸出冊数・来館者数

	三雲みんなの図書館コミュカル(天白小)		ぶらり来ブラリー(飯高中)	
	令和5年度実績	令和11年度目標	令和5年度実績	令和11年度目標
貸出冊数	6,842 冊	7,400 冊	415 冊	450 冊
来館者数	2,347 人	2,550 人	396 人	420 人

	みんなの堂山 Books(宮前小)		本処かはだ(香肌小)	
	令和5年度実績	令和11年度目標	令和5年度実績	令和11年度目標
貸出冊数	684 冊	700 冊	1,113 冊	1,200 冊
来館者数	572 人	600 人	694 人	720 人

※子どもの読書活動の推進には地域との協力も不可欠です。地域住民と子どもたちの交流を促進する場として、地域開放型図書館の貸出冊数や来館者数を指標とすることで、地域社会への貢献度を把握していくため、新たに目標として追加しました。

5. 読書支援ボランティアを利用している保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校数(公・私立)

	令和5年度実績	令和11年度目標
保育所・幼稚園・認定こども園	12 園(所)(53 園(所)中)	53 園(所)(53 園(所)中)
小学校	32 校(36 校中)	36 校(36 校中)
中学校	5 校(12 校中)	12 校(12 校中)

※目標施設数が変わる可能性があります、この表の令和11年度の目標値は令和6年度を基準としています。

6. 園(所)で図書の貸出しを行っている保育所・幼稚園・認定こども園数(公・私立)

	令和5年度実績	令和11年度目標
保育所・幼稚園・ 認定こども園	40 園(所)(53 園(所)中)	53 園(所)(53 園(所)中)

※目標園(所)数が変わる可能性があります、この表の令和11年度の目標値は令和6年度を基準としています。

7. 公民館・コミュニティセンターにおける子どもの読書活動に関する講座開催施設数・講座数・参加人数

	令和5年度実績	令和11年度目標
施設数	7 館(45 館中)	15 館(45 館中)
講座数	28 講座	45 講座
参加人数	1,118 人	1,350 人

※目標施設数が変わる可能性があります、この表の令和11年度の目標値は令和6年度を基準としています。

〈地域開放型図書館〉



ぶらり来ブラリー(飯高中学校) 創作活動、利用の様子



本処かはだ(香肌小学校)
利用の様子



みんなの堂山 Books
(宮前小学校)
利用の様子

◇用語解説一覧(五十音順)

—— あ行 ——

・家読(うちどく)

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通じてコミュニケーションを図り、家族の絆をつくる取組です。

・家読(うちどく)5つのチャレンジ

読書習慣定着のための取組で、「家読5つのチャレンジ！」の中の本や、図書館で本を借りて読もう！」「家族のおすすめの本を聞いて読もう！」「本を読んで思ったことを家族に話そう！」「家族のどれかと同じ本を読もう！」「好きな本を読んでだれかに教えよう！」という5つのチャレンジを通して、読書活動の推進を図っています。

・オーディオブック

書籍を朗読したものを録音した「耳で聴く本」のことです。

—— か行 ——

・学校図書館図書標準

平成5年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の水準です。

・子ども

本計画では、「子ども読書活動の推進に関する法律」第2条の規定により、おおむね 18 歳以下をいいます。

—— さ行 ——

・ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて、本や紙芝居を見ずに語って聞かせることです。

—— た行 ——

・多読

たくさん本を読むことで、わからない単語があっても飛ばしてざっくりとした意味を把握しながら読み進める読書法です。最初は読み飛ばしていた部分も、何度も繰り返し目にすることで、語彙の定着やリスニング力の向上につながります。

・地域開放型図書館

学校内に整備された地域住民も利用することができる開かれた図書館です。公共施設の活用や子どもの居場所作り、また地域住民が校内に入ることにより子どもの安全確保と世代間交流につなげていくことを目的としています。

・地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくそれぞれの活動(学校支援活動、放課後子ども教室、土曜日の教育活動、学びによるまちづくり、地域社会における地域活動等)を合わせて総称したものです。

・ティーンズコーナー

主に中学生・高校生を対象とした10代の読者あるいは利用者に、読書の楽しさを知ってもらうため図書・新聞(嬉野のみ)などを集め、児童コーナーと一般コーナーの間に設置しているコーナーです。

・電子図書館

デジタルデータで作成される出版物を電子書籍といい、インターネット経由で電子書籍を紙の本と同じように、検索・貸出・返却・閲覧できるのが電子図書館です。

・読書活動

本を読む、絵本を見たりおはなしを聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書くなど、読書に関わる活動全般をいいます。なお、「本を読む」については、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本(読み物)をスマートフォンやタブレット端末で親しむことを含むこととします。

・図書館を使った調べる学習コンクール

公益財団法人図書館振興財団が行っている、知的好奇心や情報リテラシー、読解力、思考力言語力を磨くためのコンクールです。多くの人が図書館を活用することによって生きる力を身につけ、それにより図書館が振興することを願って行われています。

—— は行 ——

・ビブリオバトル

「ビブリオ」とは書物を表すラテン語由来の言葉で、ゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」のことです。

・ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為のことで、多くは図書館や学校等において、子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、読書支援ボランティア団体等により行

われます。

—— ま行 ——

・本居宣長さんの教え5つのチャレンジ

松阪市において子どもたちに育みたい資質・能力について、学校と、保護者、地域、教育委員会がそれぞれの立場から子どもたちの教育に責任を持ち、子どもたちのあるべき姿を共有して、ともに取り組むために示した「道しるべ」です。本居宣長さんがのこした言葉から「宣長さんの教え」とし、その教えを踏まえ、子どもたちが主体的に取り組めるよう、①生活習慣を確立する、②主体的に学ぶ、③説明力を伸ばす、④考えを深める、⑤学んだことを活用する 5つのチャレンジを進めています。

—— ら行 ——

・りんごの棚

特別なニーズのある子どもが利用しやすい形式の資料を集めた図書館のコーナーです。大きな文字の本（大活字本）、わかりやすい本（LL ブック）、点字図書など、さまざまな形式の資料が揃っており、子どもが自分に適した資料を見つけて読書を楽しむことができます。

・録音 CD

視覚障害等のある人が読めるよう、音訳された資料です。

—— D ——

・DX

「Digital Transformation」の略で、デジタル技術を活用して教育、文化、科学技術、スポーツなどの分野で、新しい価値を生み出し、これまでの仕組みを大きく変えることです。具体的には、教育現場でのICT（情報通信技術）の活用、デジタル教材の普及、オンライン学習の推進などが含まれます。これにより、個々の学びに合わせた教育や、より効率的で柔軟な学びの実現することです。

—— G ——

・GIGA スクール構想

小中学校のすべての児童・生徒に1人1台の端末（パソコンやタブレット端末）と高速で安定したインターネット環境を整備するものです。これにより、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を実現し、子どもたちが未来を切り拓く力を育むことをめざしています。

—— I ——

・ICT

「Information and Communication Technology」の略で、インターネットやアプリケーション、SNS など情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する技術のことです。

—— L ——

・LL ブック

LL ブックの LL とはスウェーデン語の「わかりやすい」という意味で、難しい漢字や長い文を使わず、ふりがなや写真や絵を用いるなど、誰もが読書を楽しめるように工夫して作られたやさしく読みやすい本のことをいいます。

◇資料編

(1)図書館蔵書冊数等一覧(令和5年度現在)

【松阪市図書館】

	松阪図書館	嬉野図書館	計
蔵書冊数 (うち児童図書冊数) 児童蔵書冊数割合	304,140 冊 (68,512 冊) 22.5%	148,283 冊 (43,435 冊) 30.9%	452,423 冊 (111,947 冊) 24.7%
貸出冊数 (うち児童図書冊数) 児童図書貸出冊数割合	581,748 冊 (231,481 冊) 39.7%	180,415 冊 (80,494 冊) 44.6%	762,163 冊 (311,975 冊) 40.9%
登録者総数 (うち小学生) 小学生登録割合 (うち中学生) 中学生登録割合	44,619 人 (1,915 人) 4.2% (1,381 人) 3.0%	17,895 人 (757 人) 4.2% (852 人) 4.8%	62,514 人 (2,672 人) 4.2% (2,233 人) 3.5%

【地域開放型図書館】

	ぶらり来ブラリー (飯高中学校内)	みんなの堂山 Books (宮前小学校内)	本処かはだ (香肌小学校内)	三雲みんなの 図書館コミュニカル (天白小学校内)
蔵書冊数	1,897 冊	1,259 冊	1,757 冊	22,422 冊
貸出冊数	415 冊	684 冊	1,113 冊	6,842 冊

(2)読書支援ボランティア一覧

(五十音順)

(令和6年11月現在 ※担当課把握団体)

No.	団体名	主な活動場所	主な活動内容
1	あをの会	豊地幼稚園	絵本・紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、ペープサート、手遊びなど
2	えほんだね	伊勢寺幼稚園・伊勢寺小学校	絵本・紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング、手遊びなど
3	絵本箱	山室山小学校	絵本・紙芝居の読み聞かせ、図書室の整理
4	おはなし会 「ひまわり」	嬉野図書館、嬉野管内の小学校など	絵本の読み聞かせ
5	お話と音楽 ボランティア 「かのん」	松阪市図書館、市内の保育所・幼稚園、など	絵本の読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居、ふれあい遊び、手遊びなど
6	おはなしバイキング	阿坂小学校、阿坂幼稚園	絵本の読み聞かせ 1年に1回、本の紹介や展示
7	おはなしや	松江小学校	絵本・紙芝居の読み聞かせ
8	ぐりとぐら	花岡公民館	読み聞かせ、パネルシアター、手遊び
9	コアラの会	第四小学校区の幼稚園の一部、第四小学校、鎌田中学校	絵本、紙芝居の読み聞かせ
10	たんぽぽの会	朝見小学校	絵本、紙芝居の読み聞かせ

No.	団体名	主な活動場所	主な活動内容
11	TOSS の会	徳和小学校	おはなし会の開催、図書館司書のサポート
12	なんじゃもんじゃ	掬水幼稚園、掬水小学校	絵本の読み聞かせ、図書室の整理
13	ポプラの会	幸小学校	絵本の読み聞かせ
14	松阪お話キャラバン	松阪市図書館、本庁管内の小学校など	絵本・紙芝居の読み聞かせ、パネルシアターなど
15	三雲おはなしの会 「かみふうせん」	三雲管内の幼稚園、小学校、中学校、公立子育て支援センター	絵本・紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、ペープサート、わらべうたなど
16	三雲おはなしの会 「ピーターラビット」	三雲管内の公民館、小学校、中学校	ストーリーテリング
17	読み聞かせグループ カモメ	港小学校	絵本・紙芝居の読み聞かせ、図書室の整理

(3)法令(子どもの読書活動の推進に関する法律)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(4)松阪市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

松阪市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

平成 19 年 2 月 1 日

教育委員会告示第 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における子ども読書推進計画の策定のため、松阪市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の立案及び調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員の12人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員は、別表にあげる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければならない。
- 3 委員会の決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、また資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ等)

第5条 委員会は、特定の事項を調査、検討させるため必要があるときは、ワーキンググループ等を置くことができる。

- 2 ワーキンググループ等は、会長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 2 日告示第 13 号)

この告示は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 18 日告示第 12 号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条第4項)

(委員) 教育委員会事務局長

生涯学習課長

松阪図書館長

学校支援課長

子ども支援研究センター所長

こども未来課長

こども家庭センター所長

小学校長代表

中学校長代表

幼稚園長代表

その他教育委員会が必要と認めた者